

1. 試験

全学教育科目の試験に関する一般的な注意事項は、次のとおりです。

- (1) 原則として、各学期末に学期末試験を行います。
- (2) 試験は、筆記試験を原則としますが、筆記試験の代わりに、レポート提出、口述試験、実験報告などによることもあります。
- (3) 試験を受ける際は、机上に学生証を提示しなければなりません。
- (4) 試験の際、20分以上遅刻すると、試験室に入ることが許可されません。
受験している試験室からの退出が許可されるのは、試験開始後30分以上経過してからです。ただし、試験終了前の5分間は、退出が許可されません。
なお、退出した場合は、他の受験者の迷惑にならないよう静粛にしてください。
- (5) 試験時間は、すべて標準電気時計又はそれに合わせた監督者の時計によります。
- (6) 試験の際、不正行為を行ってはいけません。

万一、不正行為のあったときは、教養教育院の議を経て、所属する学部長に通知するものとし、各学部の教授会は、「名古屋大学学生の懲戒等に関する規程」により、何らかの措置（当該学生の当該学期に認定される全授業科目の単位をすべて無効とする等）を決定します。

2. 追試験

追試験とは、傷病、その他やむを得ない理由によって、学期末試験の一部ないし全部を受験できなかつた者に対して行われる試験のことを言います。追試験に合格した場合には、その期の成績として認定されます。

- (1) 追試験を希望する者は、教養教育院長に願い出て、その許可を得なければなりません。
このため、追試験受験願に、追試験を希望するすべての授業科目について、所定の事項を記入し、

① 傷病の場合は、医師の診断書	1通
② その他の場合は、理由書とそれを証明できる書類	1通

追試験受験願と①又は②は、教養教育院事務室にそれぞれ提出してください。
- (2) 追試験受験願に不備がなく、審査の結果、その理由が正当と認められた場合に限り受験が許可されます。
- (3) 追試験受験願の提出期限及び追試験の期日・時間・試験室は、[名古屋大学ポータル](#)の「教養教育院」ページで発表します。
- (4) 追試験を受験できなかつた場合の追々試験は実施しません。

3. 再試験

再試験とは、次の別表1及び別表2に掲げる科目を受講し、その期の学期末試験又は追試験を受け、その成績が「F又はNP」となった者のうち、一定の要件を満たした者に対し、再度行われる試験のことを言います。再試験に合格した場合には、その期の成績として認定されます。

- 再試験の実施時期は、9月又は3月です。科目によって実施時期が異なりますので、注意してください。
- 再試験は、成績が合格に達しなかつた者に対し再度受験の機会を与えることにより、学生の履修上の便宜を図るもので、受講の実態の無い者や試験を欠席した者は、受験資格はありません。
- (1) 再試験を受験できる者は、再試験実施科目の成績が「F又はNP」となった者で、教養教育院が定める要件を満たす場合とし、対象者は[名古屋大学ポータル](#)の「教養教育院」ページで発表します。
 - (2) 再試験の期日・時間・試験室は、[名古屋大学ポータル](#)の「教養教育院」ページで発表します。
 - (3) 再試験の時間は、50分又は90分です。（科目によっては授業担当教員が決定します。）
 - (4) 再試験の成績評価は「C-」又は「F」、もしくは「P」又は「NP」で、「C-」又は「P」は再試験を実施した期の単位として認定されます。
 - (5) 再試験を受験できなかつた場合の追試験は、実施しません。
 - (6) 追々試験は、実施しません。

(国際プログラム群を除く。)

別表1 (学期末試験が行われた期に再試験を実施する科目【当該期再試験該当科目】)

自然 系 基 礎 科 目	物理学系	力学I, 力学II, 電磁気学I, 電磁気学II, 物理学基礎I, 物理学基礎II
	化学系	化学基礎I, 化学基礎II
	生物学系	生物学基礎I, 生物学基礎II
	地球科学系	地球科学基礎I, 地球科学基礎II

別表2 (学期末試験が行われた期の次期に再試験を実施する科目【次期再試験該当科目】)

言語文化科目	英語（サバイバル） <small>注</small>
--------	----------------------------

注 英語（サバイバル）は、再試験に代えて合格認定試験を行うものとする。

4. 不正行為について

授業・試験等における不正行為は断じて許されることではありません。授業の際の小テスト、レポート及び学期末試験等における不正行為を絶対行わないでください。万一、不正行為があった場合は、事実関係を調査した上で、「名古屋大学学生の懲戒等に関する規程」に基づき、措置され、退学・停学・訓告処分が科せられることがあります。また、当該科目に止まらず、当該学期において修得した全授業科目の単位が不認定となり、事実上留年になります。

不正行為は学期末試験、レポート提出期限、成果発表などの日が迫っているのに準備が追いついていない場合に起こしやすいとされています。良い成績を取りたい、単位を落としたくないといった気持ちが先走り、いわゆるコピペやカンニングに走ったり、不完全な引用・参照が行われたりするのです。不正行為は、学生としての本分に反する行為であり、不正行為によって多大な不利益を被るのは自分自身であることをよく認識し、次のことを心掛けた上で授業や試験に臨んでください。

- ・試験時は答案作成に許可されたもの以外は、机上・机中や椅子上に置かず、かばんの中に入れ、かばんは口を閉めて足下等に置くこと。
- ・ウェアラブル端末、下敷きは使用しないこと。
- ・携帯電話・スマートフォンは電源を切り、かばんの中に入れること。
- ・レポート等の作成に際して、インターネット等からのコピー&ペーストや他人の著作物の盗用を行わないこと。
- ・調査・実験等において各種データの捏造・改ざんを行わないこと。

盗 用：他人の研究内容又は文章を適切な手続きを経ることなしに流用すること

捏 造：データ又は実験結果を偽造すること

改ざん：研究試料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないこと

引用：「良識をもって学問をしよう！」高等教育研究センター
(<https://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/support/file/integrity.pdf>)

5. 成績評価

- (1) 全学教育科目の単位の認定は、学期末試験、追試験及び再試験のほか、授業の履修状況などを踏まえ、総合的に成績を評価し、合格した者には、所定の単位が与えられます。
- (2) 成績評価は、「A+」、「A」、「B」、「C」、「C-」、「F」の6段階で表記されます。なお、「A+」、「A」、「B」、「C」及び「C-」は合格で、所定の単位が与えられます。
これを「単位の修得」といいます。「F」は不合格で、単位は与えられません。ただし、この区分による成績認定が不可能な科目に関しては、P・NPの2区分となります。

- (3) 成績評価が「F」であった者のうち、教養教育院統括部における部会又は小部会が科目ごとに定める要件を満たす者は、再試験の対象となります。
- (4) 每学期の成績は、春学期分は8月下旬（春1期は7月上旬）、秋学期分は2月中旬（秋1期は12月中旬）に、Web（[名古屋大学ポータル](#)）の「修得科目確認（成績照会）」で確認してください。
- (5) 「修得科目確認（成績照会）」には、学期ごとに授業科目名・担当教員名・成績・単位数が掲載されます。一度修得した授業科目の成績・単位は、これを取り消したり、以後の修得によって改変したりすることはできません。
- (6) 「修得科目確認（成績照会）」により、全学教育科目的成績評価について疑義がある場合は、成績が発表された日から原則3日以内（成績発表日を含む）に、教養教育院事務室へ[TACT](#)から「成績評価照会票」を提出してください。手続方法は、[名古屋大学ポータル](#)の「教養教育院」ページに掲載します。

6. 既修得単位の認定

他の大学を卒業又は退学し、新たに本学の1年次に入学した場合は、入学前に修得した科目及び単位について、本学で修得した単位として認定することができます。

この認定は、個々の学生ごとに行われ、認定にかかる科目区分ごとの授業科目及び単位数は、各学部により異なりますのでそれぞれの所属学部の学生便覧を参照してください。

既修得単位の認定の申し出は、入学手続き後、所属学部の指示に従い、所定の手続きをしてください。

なお、この申し出に際しては、次の書類が必要となりますので、あらかじめ手元に取り寄せ、速やかに提出できるよう用意しておいてください。

[提出を要する書類]

- ① 入学前に単位を修得した大学の成績証明書及び卒業又は退学証明書
- ② 卒業又は退学した大学の「授業要覧」等

[提出先]

所属学部の教務学生係（文系学部は文系教務課教務グループ、工学部は教務課教務係、医学部医学科は学務課学務係）